計画策定年度	平成 30 年度
計画主体	美祢市

# 美祢市鳥獣被害防止計画

### 〈連絡先〉

美祢市建設農林部農林課有害鳥獣対策室 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

TEL: 0837-52-1115 FAX: 0837-52-0387

E-mail: nourin@city.mine.lg.jp

# 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、シカ、イノシシ、ノウサギ、カラス、ドバト、タヌキ、アライ グマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ
計画期間	平成 31 年度~平成 33 年度
対象地域	山口県美祢市

# 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

# (1)被害の状況(平成29年度)

	被害の現状			
鳥獣の種類	品目	被害面積	被害量	被害金額
サル	麦類、野菜、果樹	2. 20ha		2,778 千円
9 70	生シイタケ		135kg	137 千円
シカ	水稲	1. 20ha		626 千円
<i>y</i>	造林木	6. 21ha		6,901 千円
イノシシ	水稲、果樹	12. 95ha		6,747 千円
	筍		2, 250kg	479 千円
ノウサギ	造林木ほか	0. 00ha		0 千円
カラス	野菜、果樹ほか	0. 10ha		408 千円
ドバト	水稲、果樹ほか	0. 00ha		0 千円
タヌキ	野菜、いも類ほか	0. 00ha		0 千円
アライグマ	水稲、果樹ほか	0. 00ha		0 千円
ヌートリア	水稲、果樹ほか	0. 00ha		0 千円
ハクビシン	野菜、果樹ほか	0. 00ha		0 千円
アナグマ	野菜、果樹ほか	0. 00ha		0 千円

# (2)被害の傾向

サル	6 月から 10 月までの農繁期に、野菜・果樹類を中心に被害が増大し
	ている。放置山林及び耕作放棄地の拡大により、個体数の増加が推察さ
	れ、今後も被害拡大が予想される。
	また、はなれザルによる人身被害が発生している。
シカ	造林木のみならず、水稲への被害が増大している。
	また、秋芳町北部地域での造林木被害が増大していることから、生息
	域が市東部へと拡大していることが推察され、さらなる被害増大が懸念
	される。
イノシシ	全市的に農作物被害が増加傾向にあり、農家の生産意欲の低下が懸念

	される。畦畔の掘り起し等の被害も発生している。
ノウサギ	校庭での糞害が発生している。
カラス	全市的に野菜・果樹への被害がみられる。特に6月から10月までの
	農繁期に被害が多くみられる。
ドバト	旧美東町で水稲への被害がみられる。旧美祢市及び旧秋芳町において
	も被害があると思われるが、被害報告がないため不明である。正確な被
	害状況把握が必要である。
タヌキ	旧美東町で野菜への被害がみられる。旧美祢市及び旧秋芳町において
	も被害があると思われるが、被害報告がないため不明である。正確な被
	害状況把握が必要である。
アライグマ	旧美東町及び旧秋芳町で生息が確認されている。生息数は少ないと思
	われるが、正確な被害状況把握が必要である。
ヌートリア	現状で捕獲実績はないが、市内で多くの目撃情報がある。今後個体数
	の増加が予想されるため、正確な被害状況把握が必要である。
ハクビシン	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭捕獲が
	あった。農作物の被害は報告されていない。今後個体数の増加が予想さ
	れるため、正確な被害状況把握が必要である。
アナグマ	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭捕獲が
	あった。農作物の被害は報告されていない。今後個体数の増加が予想さ
	れるため、正確な被害状況把握が必要である。

# (3)被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値	目標値		
A) 家, 向司(	日化	(H29 年度)	(H31 年度)	(H32 年度)	(H33 年度)
	被害面積	2.20ha	2.13ha	2.06ha	1.98ha
サルル	被害量	135kg	131kg	$127 \mathrm{kg}$	122kg
	被害金額	2,915 千円	2,818 千円	2,721 千円	2,623 千円
シ カ	被害面積	7.41ha	7.16ha	6.91ha	6.66ha
<i>y</i>	被害金額	7,527 千円	7,276 千円	7,025 千円	6,774 千円
	被害面積	12.95ha	12.52ha	12.09ha	11.65ha
イノシシ	被害量	$2,\!250 \mathrm{kg}$	$2,175 \mathrm{kg}$	2,100kg	$2,025 \mathrm{kg}$
	被害金額	7,226 千円	6,985 千円	6,744 千円	6,503 千円
ノウサギ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha

	被害金額	0 千円	0 千円	0千円	0千円
カラス	被害面積	0.10ha	0.097ha	0.094ha	0.09ha
カラス	被害金額	408 千円	394 千円	381 千円	367 千円
ドバト	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
, , , ,	被害金額	0 千円	0千円	0 千円	0 千円
タヌキ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
<i>9 x</i> +	被害金額	0 千円	0千円	0 千円	0 千円
アライグマ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
7 7 1 2 4	被害金額	0 千円	0千円	0 千円	0 千円
ヌートリア	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
スートップ	被害金額	0 千円	0千円	0 千円	0 千円
ハクビシン	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
N9 L 2 2	被害金額	0千円	0 千円	0 千円	0 千円
アナグマ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
7 7 7 7	被害金額	0 千円	0 千円	0 千円	0千円

# (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	• 有害鳥獣捕獲許可	・高齢化に伴う駆除隊員の減少
関する取組	・猟友会への委託	・捕獲檻の個数が少なく、捕獲区域
	・捕獲奨励金の支給	が限定される。
	・捕獲檻の導入及び補助	
防護柵の設置	・市境へのシカ柵の設置	・柵の設置後は、柵の未設置の地区
に関する取組	・事業効果を上げるため、集落	へと有害鳥獣が移動し、被害を引
	全体での金網柵の設置推進	き起こしている。
	・中山間総合整備事業による防	・点在農地が多いうえに、不在地
	護柵設置	主・遊休農地が増加しており、集
	・鳥獣被害防止対策事業による	落全体での取り組みが困難とな
	防護柵設置	ってきている。
知識の普及等に	・猟友会と連携してわなのかけ	・被害が発生している地域の住民が
関する取組	方講習を開催し、地域単位で	主体となって鳥獣被害対策に取
	の鳥獣被害対策の推進	り組む意識の醸成が必要である。

# (5) 今後の取組方針

① 猟友会との連携を密にし、有害鳥獣対策への取組強化を図る。

- ② 近隣市との行政境を超えた有害鳥獣の合同捕獲体制の確立を図る。
- ③ 県と連携し、狩猟免許取得費用・講習会受講費用の一部助成を行い、捕獲隊員の確保を図る。
- ④ 捕獲織の個数を増やし、駆除隊に貸出を行い、捕獲区域の拡大を図る。
- ⑤ 総合対策事業及び中山間地域直接支払制度等の他制度を活用し、集落単位の侵入防護柵の設置を推進する。
- ⑥ 集落環境点検の手法を活用し、地域と一体かつ合理的な対策の立案を図る。

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

平成 24 年度に市農林課を中心とした実施隊を組織し、狩猟免許取得の奨励を行い、 有害鳥獣捕獲体制の強化を図っている。

#### (2) その他捕獲に関する取組

	サル、シカ、イノシシ、ノ	猟友会、森林組合、共済組合、農業
平成 31 年度	ウサギ、カラス、ドバト、	協同組合、鳥獣保護員等と連携を図
$\sim$	タヌキ、アライグマ、ヌー	りながら、有害鳥獣の捕獲に取り組
平成 33 年度	トリア、ハクビシン、アナ	むと共に、適宜捕獲檻の設置を行う。
	グマ	

#### (3)対象鳥獣の捕獲計画

	捕獲計画数等の設定の考え方
サル	捕獲実績は、平成 27 年度:65 頭、平成 28 年度:67 頭、平成
	29 年度:75 頭である。農作物の被害は、大型囲いわな等による
	捕獲により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。
	また近年、市街地にはなれザルが出没し、人身被害が発生して
	いることから、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 100
	頭とする。
シカ	捕獲実績は、平成 27 年度: 203 頭、平成 28 年度: 312 頭、平
	成 29 年度: 744 頭である。農作物の被害は、捕獲と防護柵の設置
	により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。引き続き積極的
	な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を500頭とする。
イノシシ	捕獲実績は、平成 27 年度:713 頭、平成 28 年度:643 頭、平
	成 29 年度: 1,096 頭である。農作物の被害は、捕獲と防護柵の設
	置により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。引き続き積極
	的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 1,500 頭とする。

v 1. at 18			
ノウサギ	捕獲実績は、平成 27 年度:3 頭、平成 28 年度:0 頭、平成 29		
	年度1頭である。被害は現状報告されていないが、造林幼齢木被		
	害防止のため、捕獲計画数を 20 頭とする。		
カラス	捕獲実績は、平成 27 年度:9 羽、平成 28 年度:18 羽、平成		
	29年度2羽である。毎年、農作物の被害が発生していることから、		
	引き続き捕獲を推進する必要があるため、捕獲計画数を 30 羽と		
	する。		
ドバト	捕獲実績は、平成 28 年度までなかったが、平成 29 年度は 53		
	羽捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被		
	害発生が懸念されるため、捕獲計画数を30羽とする。		
タヌキ	捕獲実績は、平成 27 年度:3 頭、平成 28 年度:21 頭、平成		
	29 年度:26 頭である。被害は現状報告されていないが、今後の		
	被害発生が懸念されるため、捕獲計画数を 50 頭とする。		
アライグマ	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭		
	捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害		
	発生が懸念されるため、捕獲計画数を 20 頭とする。		
ヌートリア	現状で捕獲実績はないが、市内で多くの目撃情報があることか		
	ら、捕獲計画数を30頭とする。		
ハクビシン	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭		
	捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害		
	発生が懸念されるため、捕獲計画数を 20 頭とする。		
アナグマ	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭		
	捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害		
	発生が懸念されるため、捕獲計画数を 20 頭とする。		

<b>社</b>	捕獲計画数等		
対象鳥獣	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
サルル	100 頭	100 頭	100 頭
シカ	500 頭	500 頭	500 頭
イノシシ	1,500 頭	1,500 頭	1,500 頭
ノウサギ	20 頭	20 頭	20 頭
カラス	30 羽	30 羽	30 羽
ドバト	30 羽	30 羽	30 羽
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
アライグマ	20 頭	20 頭	20 頭

ヌートリア	30 頭	30 頭	30 頭
ハクビシン	20 頭	20 頭	20 頭
アナグマ	20 頭	20 頭	20 頭

#### 捕獲等の取組内容

山間部、農用地での銃器・わな・捕獲檻等を用いての有害鳥獣捕獲を猟友会等と時期・ 場所等について協議を行い、効果的な捕獲体制の確立を図る。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

実施隊員の民間登用をする場合、個体数及び被害の多いイノシシ・シカ等の捕獲に必要である。実施予定期間は、民間登用開始されてからこの計画の終期までとし、捕獲予定区域は美祢市全域とする。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

#### (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類・	整備内容		
		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	金網柵	1,000m	1,000m	1,000m
イノシシ	WM 柵	10,000m	10,000m	10,000m
	電気柵	500m	500m	500m
	トタン柵	1,000m	1,000m	1,000m
	金網柵	2,000m	2,000m	2,000m
シ カ	WM 柵	3,000m	3,000m	3,000m
	防護ネット	2,000m	2,000m	2,000m
サル	必要に応じて	検討		

#### (2)その他被害防止に関する取組

	サル、シカ、イノシシ、	猟友会、森林組合、共済組合、農業協同
	ノウサギ、カラス、ド	組合、鳥獣保護員等と連携を図りながら、
平成 31 年度	バト、タヌキ、アライ	集落環境点検の手法を活用し、地元集落と

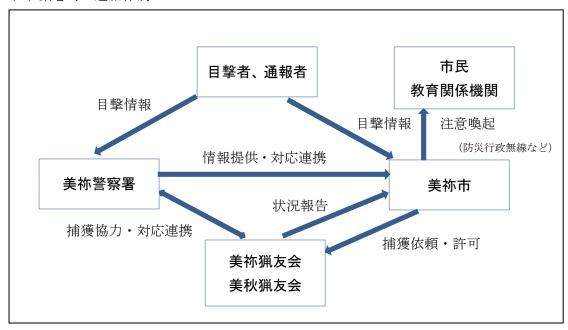
~	グマ、ヌートリア、ハ	一体となった対策の検討を行う。また、追
平成 33 年度	クビシン、アナグマ	い払いや緩衝帯の設置、モンキードッグの
		育成・活用などの効果的な有害鳥獣対策の
		実施を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

#### (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
美袮市	情報収集、現地調査、連絡調整、住民への注意喚起、
天孙川	パトロール、保護
山口県美祢猟友会	被害状況の確認、パトロール、捕獲又は保護
山口県美秋猟友会	
山口県美祢農林水産事務所	情報収集、連絡調整、捕獲又は保護
山口県美祢警察署	連絡調整、パトロール、住民への注意喚起、捕獲等の
	応援

#### (2)緊急時の連絡体制



#### 6.被害防止施策の実施体制に関する事項

#### (1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役 割
美祢市建設農林部長	会長
山口県美袮猟友会、山口県美	有害鳥獣の捕獲
秋猟友会	
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護区に
	関する業務
山口県農業共済組合美祢支所	農林業それぞれの立場から、有害鳥獣関
山口美袮農業協同組合	連情報の提供
カルスト森林組合	
美祢市農業委員会	
山口県美祢農林水産事務所	被害防止技術等の指導・情報提供
山口県美祢警察署	人身被害の防止
美祢市建設農林部農林課	事務局を担当し、施策の立案、事業進行
美祢市有害鳥獸対策室	管理のほか、協議会に関する連絡、調整

#### (2) 関係機関に関する事項

山口県農林総合技術センター	モンキードッグ評定員の派遣、被害防止
	への指導助言

#### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度より、市職員による美祢市鳥獣被害防止実施隊を設置し、 有害鳥獣の捕獲推進などの鳥獣被害防止対策を行い、農林水産物への被 害防止に取り組んでいる。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

サルの被害防止対策については、はなれザルによる人身被害が発生する危険性があるため、猟友会との連携を密にした追い払いを実施するだけでなく、麻酔銃を用いた捕獲事業等を適切に活用し、市全体で対策する体制を強化していく。

イノシシとシカについては、集落単位で被害防止に取り組むために、

猟友会が主体となったわなのかけ方講習の周知や協力を進める。

ヌートリアやアライグマ等については、住民自ら捕獲に取り組めるように、わな免許取得の推奨や箱わなの貸出等を行う。

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、原則持ち帰り処理することとし、やむを得ず困難な場合は生態系に影響を及ぼさないように埋設処理するよう猟友会に周知している。

ジビエの利活用については、費用対効果等の分析を行い、検討していく。

#### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシとシカに関して、民間機関や関係団体等と協力しながら、食肉としての利活 用を検討する。食品として販売する場合は、食品衛生法等関連法に基づき実施する。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による農林作物被害を軽減するためには、防護柵、捕獲に加えて被害地域が問題意識を持ち、地域活動として被害対策に取り組むことが必要である。